

(メール通知)

8障第133号

令和8年4月28日

障害福祉サービス事業所・施設

障害児支援事業所・施設

設置主体法人 御中

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

障がい福祉課長

令和8年度 愛媛県障害福祉サービス等情報の報告について（依頼）

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成30年度に創設された障害福祉サービス等情報公表制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3及び児童福祉法第33条の18に基づき、事業者におかれては、毎年度、都道府県等に対して障害福祉サービス等情報を報告する義務があります。

つきましては、障害福祉サービス等情報の報告事務を効率的かつ円滑に行うため、今年度分の実施要綱を制定しましたので通知します。

事業者の皆様におかれては、令和8年5月1日（金）以降、インターネットから「障害福祉サービス等情報公表システム」にログインし、今年度報告内容に入力（修正）したうえで、報告（承認申請）いただく必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

1. 報告の開始

令和8年5月1日（金）

2. 報告の期限

令和8年7月31日（金）

3. 留意点

- 「障害福祉サービス等情報公表システム」のログインIDは、平成30年5月以降に、WAMNET（メールアドレス：wadm@wamnet.wam.go.jp）から、事業者情報登録通知で送付されています。（パスワードは初回ログイン時に事業者が修正）
- 松山市が指定する障害福祉サービス事業所等は、報告先が松山市であり、ログインIDが異なりますので、対象事業所の設置法人におかれてはご注意ください。
- 一部内容を時点修正せずに報告されたものが見受けられましたので、必ず修正いただきますようお願いいたします。また、令和7年度8月より経営情報の報告・公表のための制度運用を開始しております。経営情報に係る事項の報告をお願いいたします。

【必ず修正いただく内容（一例）】

「事業所に関する事項」

- ・事業所等の経営情報：収益・費用の内容、職員の職種別人員数、職種別給与 等
(毎会計年度終了後、3か月以内に報告)

※令和7年8月からの追加事項

「従業者に関する事項」

- ・従業者：報告年度の4月末時点又は報告年度の前年度1年間の状況

「サービス内容に関する事項」

- ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績：報告年度の4月中の提供実績

※その他、事業所内容や加算の変更等

- 「障害福祉サービス等情報公表システム」の入力に当たっては、障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載のある記入要領に沿って、入力漏れ等のないよう、正しく入力をお願いします。

「システムからの連絡用メールアドレス」

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

(記入要領掲載箇所)

関係連絡板＞4. 操作説明書（マニュアル）等＞指定障害福祉サービス等情報の記入要領を掲載しています。

- 「障害福祉サービス等情報公表システム」への入力内容（事業所名等）は、令和3年度から運用を開始した「障害者支援施設等災害時情報共有システム」に自動反映されます。災害発生時には、災害時情報共有システムにより被災状況を報告いただくことになりますので、システムへの事業所登録に引き続きご協力をお願いいたします。

4. 参考

▼愛媛県ホームページ（障害福祉サービス等情報公表制度）

<https://www.pref.ehime.jp/page/6118.html>

▼愛媛県ホームページ（障害者支援施設等災害時情報共有システム）

<https://www.pref.ehime.jp/page/6137.html>

※ 障害福祉サービス等情報検索ホームページ周知用のリーフレットを添付しておりますので、周知にご協力をお願いします。

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係 今井
TEL：089-912-2424 FAX：089-931-8187
E-mail：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp